

差止請求訴訟のジレンマ

私が消費者機構日本の活動で事案を検討するなかで、事業者が使用している契約条項に対して裁判外で改善（差止め）を求めた事例は数多くありました。一方、差止請求訴訟まで至ったケースは数件です。

差止請求訴訟のなかで思ったことは、達成感とともに虚しさです。

契約条項に対して差止請求訴訟を提起すると、事業者は色々と反論しながらも、多くの場合、契約条項の削除に至ります。差止請求訴訟の提起の目的は、契約条項の差止め（削除）ですから、訴訟の過程で事業者が契約条項を削除してくれることは、目的が達成されることになりますので、喜ばしいことです。

しかしながら、“訴訟”としては、差止請求を求める契約条項が存在しなくなうことになりますので、このまま訴訟を維持した場合には、裁判所が“訴え棄却”と判断してしまいます。また、場合によっては、差止請求訴訟を提起した消費者機構日本自らが“訴え取り下げ”をすることになり、虚しさを感じることがありました。

契約条項を削除してもらうという目的が達成されているのですから、この感じた虚しさは贅沢なのでしょうか。

（2024年7月）



弁護士：岩田修